

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(自業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二 第五項 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

■ 柏市廃棄物処理清掃条例

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制すること、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、市長が行う廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に係る施策に協力しなければならない。

(事業系廃棄物の減量)

第9条 事業者は、再利用の可能な物の分別を徹底すること、資源物の回収を行うこと等により、その事業系廃棄物の再利用の促進に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、長期間使用することが可能な製品の開発、製品の修理及び回収の体制の確保等により、その事業系廃棄物の排出の抑制に必要な措置を講じるよう努めなければならない。